

平成17年12月15日より 船員健康管理手帳の申請受付を開始します

～ 石綿(アスベスト)による健康被害を受けた方々へ～

船員の健康管理手帳制度とは

アスベストによる健康被害を受けた方は、申請により船員健康管理手帳が交付されます。
なお、じん肺による健康被害を受けた方は、別途お問い合わせください。

船員健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で健康診断を年2回無料で受けることができます。

船員健康管理手帳についてのお問い合わせは

国土交通省海事局船員労働環境課(03-5253-8111内線45256)

最寄りの地方運輸局

北海道運輸局(0134-27-7189)

関東運輸局(045-211-7232)

中部運輸局(052-952-8027)

神戸運輸監理部(078-321-7053)

四国運輸局(087-825-1190)

沖縄総合事務局(098-862-1454)

東北運輸局(022-791-7524)

北陸信越運輸局(025-244-6128)

近畿運輸局(06-6949-6434)

中国運輸局(082-228-8794)

九州運輸局(093-332-8093)

船員健康管理手帳の交付申請から健康診断までの流れ



- (1) 過去に船員であった方で、
- (2) 医療機関で健康診断の結果、石綿による不整形陰影又は胸膜肥厚が見つかった方

() **上記の方は船員健康管理手帳の交付を申請してください！**

申請書は地方運輸局等の窓口にあります。
必要書類は以下のものになります。

- 申請書
- 船舶所有者等の石綿業務に従事した証明書
- 胸部エックス線写真等(検査を受けた病院から受け取って下さい。)
- 石綿被曝等に係る一定の所見がある旨の医師の診断書

申請書類を揃えて、**国土交通省(又は地方運輸局等の窓口)**へ郵送申請

交付要件について審査
船内において石綿業務に従事していたこと
石綿による不整形陰影又は胸膜肥厚があること



国土交通省

要件を満たした場合、
船員健康管理手帳を交付

提出していただいた胸部エックス線写真等で確認できない場合は、エックス線写真及び診断書の再提出を求める場合があります。
この結果、手帳が交付されない場合もあります。

() **船員健康管理手帳の交付を受けた方は、**

医療機関から、年に2回の**無料健康診断**の受診に関する案内があります。
通知がきましたら、**無料健康診断**を受けることができます。

手帳を持参し、
医療機関へ



所定の健康診断を受診
↓
医師による結果の診断

半年に1回の健康診断が
継続していきます。

(参考) 労災申請の手続き(社会保険事務局等へ)

所見が一定以上となった場合は、労働災害として申請を行うことができます。
(詳細については、最寄りの社会保険事務局等へお問い合わせください。)